

自転車の右側を通過する場合の通行方法に注意！

自動車等(※1)が自転車等(※2)の右側を通過する場合(追い越す場合を除く)において、両者の間に「十分な間隔」がないとき、

- 自動車等は、自転車等との「間隔に応じた安全な速度」で進行(道路交通法18条3項)
- 自転車等は、できる限り道路の左側端に寄って通行(道路交通法18条4項)しなければいけません。

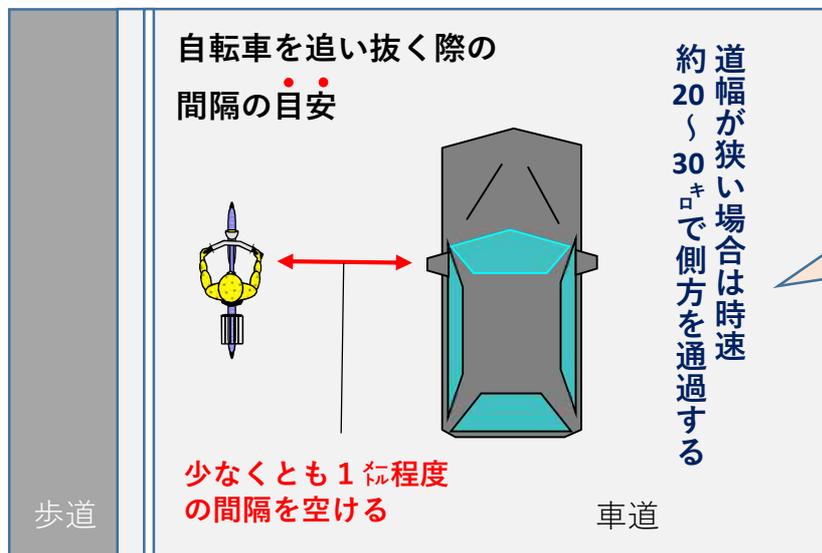


(※1)自動車、一般原動機付自転車及びトロリーバス
(※2)軽車両(自転車を含む)及び特定小型原動機付自転車

自動車等の通行方法の目安

- 自動車等が自転車等の右側を通過するときは、できる限り間隔を空けましょう。**少なくとも1メートル程度の間隔を空ける**ことが安全です。
- 自転車等と**1メートル程度の間隔を確保できない場合**には、**時速20キロメートルから30キロメートル程度で運転**しましょう！

※あくまで目安です。「十分な間隔」や「間隔に応じた安全な速度」については、自動車等と自転車等との具体的な走行状況、道路状況等により異なります。



十分な間隔がとれない場合は減速、徐行が必要です。



自転車側にも「車に右側を通過される際は、できる限り道路の左側端に寄って通行しなければならない」義務が課されます。



自転車も自動車も、どちらも道路を利用する「車のなかま」です。お互いの立場を理解し、安全に配慮した運転をしましょう。